

令和 7 年国勢調査 質疑回答集

最終更新日：2025/9/26

No.	更新日	カテゴリ	質問	回答
1	9/15	04 調査書類について	調査区要図を書き写す、調査世帯一覧の用紙が見当たりません。	調査世帯一覧につきましては、ご自宅にお届けする用品の中に含まれております。箱の中をお探しいただき、それでも見つからない場合は、市コールセンターまたはスマート申請から必要分をご申請ください。
2	9/15	01 国勢調査の仕組み	調査書類を 9 月 20 日より前に配布しても良いですか。	調査票の配布開始につきましては、国が定めた期間に行っていただく必要があるため、9 月 20 日以降を厳守としてください。
3	9/15	04 調査書類について	「調査区要図」に書く世帯番号は市からもらった「調査区地図（担当区域表）」の建物に振られている番号を写すのでしょうか。	「調査区要図」に記載する世帯番号は、「調査区地図（担当区域表）」の番号を記載するものではありません。 世帯番号は、調査員の皆様方が、人が住んでいる建物に対し、世帯ごとに、1 つずつ付与していく番号です。 なお、番号を付与する際は単位区ごとに、「1」から始まる連番を割り当てていきます。 世帯番号については、説明会時にお配りした「国勢調査の基礎知識について」、「調査員のしごと P.4 ステップ 3」、「調査の手引」P.17 エなどをご確認ください。
4	9/15	02 調査の対象と場所、世帯の決め方について	共同住宅における調査に関して、持ち主ではなく第三者が使用している場合は、第三者に回答を依頼するのでしょうか。	国勢調査では、物件の持ち主ではなく、実際の居住者の方が調査対象となります。そのため、共同住宅の場合はその部屋に居住している方を調査対象としてください。
5	9/15	02 調査の対象と場所、世帯の決め方について	入院中で長期不在の場合は調査の対象となりますか。	入院されている方については、入院して 3 ヶ月以上となる方は病院にて調査、3 ヶ月にならない方は自宅での調査となります。
6	9/15	03 回答の方法	回答を拒否された場合、どうしたら良いですか。	調査を拒否する世帯があった場合、『調査の手引』P.124 を参考に、国勢調査はなぜ行うのか等を丁寧にご説明いただきますようお願いいたします。 それでもご納得いただけない場合は、担当指導員に相談してください。
7	9/15	07 調査員について	同行者登録申請書は、近くの出張所でも提出を受付けていますか。または電子メールでも受付けていますか。	同行者登録申請書につきましては、原本が必要となるため、お手数ですが国勢調査船橋市実施本部（下記送付先）までご郵送またはご持参ください。 （送付先） 〒273-0011 千葉県船橋市湊町 2-6-10 船橋市中央消防署 5 階講堂（国勢調査船橋市実施本部）

8	9/15	04 調査書類について	指導員への提出の際には、調査員が回収した調査票のみを提出し、インターネット回答や郵送回答者の調査票を回収して提出する必要はありませんか。	調査票の提出の際には、ご認識の通りインターネット回答分と郵送回答分を除いた、調査員回収分のみご提出ください。
9	9/15	02 調査の対象と場所、世帯の決め方について	官公庁の寮の場合、「調査の手引」P.11では管理員を1世帯としていますが、寮に住んでいる管理員を1世帯とし、住んでいない管理員は世帯として数えないという認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。基準日（令和7年10月1日）時点で、該当の寮に3か月以上住んでいる、又は基準日前後を通じて3か月以上にわたって住むことになる管理員の場合は、調査の対象となります。
10	9/15	05 調査項目について	世帯主の名前については、口頭で聞いただけでは、漢字がわかりません。 調査世帯一覧ではなく、別の紙に書いてもらうような対応をとっても問題ないでしょうか。 なお、書いてもらった紙は個人情報の観点から一世帯で1枚使い、別の部屋に住んでいる人の名前が分からないようにします。	聞き取りした世帯主氏名については原則として、直接調査世帯一覧に記入いただくようお願いします。 ただし、聞き取った氏名の漢字が不明確な場合等においては、必要に応じて「連絡メモ」等を活用し、正確な情報収集をお願いします。またご認識いただいておりますとおり、他の世帯へ情報の洩れ等が起こらないよう、メモの取り扱いには十分ご注意ください。
11	9/15	02 調査の対象と場所、世帯の決め方について	マンションの同じ部屋に親夫婦、子夫婦が居住している世帯があり、出入口が一つとなっている場合は、1世帯という認識で問題ないでしょうか。	ご認識のとおりです。 ただし、世帯の方から「生計が別のため、別世帯としたい」と要望があった場合は、世帯番号を新たに1つ採番し、調査書類を1部追加でお渡ししても構いません。
12	9/15	02 調査の対象と場所、世帯の決め方について	マンションの同じ部屋で友人などとルームシェアをしている場合もあるが、それは訪問して直接確認しなければ分かりません。訪問時に質問し、二世帯と聞き取ることができた場合のみ追加で調査票を配布すれば良いでしょうか。	ご認識のとおりです。 訪問時にご質問いただき、世帯数分の世帯番号の採番および調査書類の配布をお願いいたします。
13	9/15	04 調査書類について	調査区内に集合住宅があり、ポストに名前がない、部屋番号の表札にも名前がないため、賃借人(住民)が住んでいるかどうか分からない場合は、どのように対応したらよいでしょうか。 ・物件を管理している不動産管理会社に問い合わせ、住んでいる部屋・住んでいない部屋を教えてください。 ・管理会社が教えてくれない場合、不動産管理会社が分からない場合はどうしたらよいでしょうか。	集合住宅の調査の場合、まず管理人がいる場合は、管理人の方へのヒアリングを試みてください。なお、ヒアリングする内容は、居住している部屋及び空室の部屋のみとし、世帯の方の氏名などの個人情報はヒアリングしないようお願いいたします。管理人の方からヒアリングができない場合、管理会社への連絡は避けて下さい。調査方法としましては、日を変え、時間を変え3回程度訪問をお願いいたします。それでも居住の有無が不明な場合、調査書類を郵便受けに投函していただいで差し支えありません。

14	9/15	04 調査書類について	調査世帯一覧が1枚しかありませんでした。これをコピーして使っても良いですか。	調査員事務打合せ会にてお渡しした調査世帯一覧は見本であり、実際に調査でご使用いただくものは、調査票等と一緒に直接ご自宅宛てに宅配便で配送しておりますが、不足する場合はスマート申請または市コールセンターにて追加配送の申請をお願いいたします。
15	9/15	04 調査書類について	不在時にお渡しする連絡票に在宅時間など連絡するように指導されていますが、連絡には携帯電話や自宅の電話を記載しなければならないのでしょうか。携帯電話なら、まだ、大丈夫かと思いますが、個人情報として記載を避けたいのですが、どのように対応すれば良いのでしょうか。	個人の連絡先を記載する必要はございません。連絡メモにはあらかじめ市コールセンターの電話番号を記載しております。調査対象世帯の方から市コールセンターに電話があった場合、内容を聞き取り、その内容については、コールセンターから担当調査員の方へお電話にてお伝えいたします。
16	9/15	04 調査書類について	担当する調査区要図に記載されている調査区域がアパートの指定なのですが、調査区域の中にある個人宅は自分の調査範囲外という認識で良いのでしょうか。	担当区域表の調査区域欄には、その地区の目印となるマンション・アパート名を記載しております。調査はあくまでも調査区域の中にある人が居住する建物となりますため、戸建て住宅も区域の中にあれば調査の対象となります。
17	9/15	04 調査書類について	住民に配る「国勢調査のお願い」の封筒一式が、実際の住宅戸数より少ないです。	調査書類の配布数は、調査区内の住戸数ではなく、住民基本台帳が基となり、その数を算出しております。空き家などの人が住んでいない住戸も存在している可能性がありますため、現地でのご確認をお願いいたします。なお、現地調査の結果調査書類が不足する場合には、スマート申請または市コールセンターにお電話をいただき、追加の配送申請をお願いいたします。
18	9/15	02 調査の対象と場所、世帯の決め方について	一戸建てで苗字の違う親子でも、一世帯でいいのですか。	同居で生計が一緒であり、かつ住宅の要件を満たしていない場合は、違う苗字でも1世帯となります。
19	9/15	05 調査項目について	調査世帯一覧の書き方で、世帯主、又は代表者氏名を記入する欄がありますが、世帯主名がわかる名簿などがあるのでしょうか。	世帯主、代表者名につきましては、実際に調査で訪問した際に聞き取りをお願いするものであるため、名簿等はございません。
20	9/15	02 調査の対象と場所、世帯の決め方について	住宅型有料老人ホームで、6室アパートの各部屋に老人が一人で住んでいる場合は、集合住宅と老人ホームのどちらに該当しますか。	住宅型有料老人ホームなどにおいて、アパート形式で各自が自炊など日常生活を営んでいる場合は一般調査区における集合住宅として扱ってください。
21	9/15	04 調査書類について	調査区要図に共同住宅の建物が掲載されており、「不明のため未記載」と記入されていました。この調査区は調査しなくていいということなんでしょうか。	調査区内に建物がある場合、調査対象となります。「不明のため未記載」については、部屋の戸数が不明であったことから、引き出し図を記載することができませんでした。恐れ入りますが、部屋の戸数を把握するところから調査をお願いいたします。

22	9/15	02 調査の対象と場所、世帯の決め方について	昼間は事務所として使用されており、夜は寝泊りする者がいない場合は事務所として記入して良いでしょうか。	別の場所で寝泊まりしている場合、事務所としている場所には居住はしていないと判断することができますので、要図には事務所と記載していただき、調査票を配布する必要はありません。
23	9/15	02 調査の対象と場所、世帯の決め方について	両親が住んでいた住居を、子供が管理目的で1週間に1日程度訪れている場合は空家扱いとなりますか。	空き家として扱ってください。
24	9/15	02 調査の対象と場所、世帯の決め方について	不定期に1～3ヶ月程度帰国される外国人の方がおり、調査期間中帰国されている場合はどのように対応したら良いか。	調査の対象となる方は、基準日である10月1日の午前0時時点で、3ヶ月以上居住している、または、まだ3ヶ月とはならないが3ヶ月以上居住する見込みの方となります。この基準に則り、ご確認をお願いいたします。
25	9/15	07 調査員について	障害者グループホームにおいて、同じ敷地内に住居が3棟あるが、この場合は施設の運営法人の職員が調査を行っているのか、それとも調査員が調査を行うのでしょうか。	障害者グループホームは、福祉施設ではなく一般の住宅として扱います。そのため、ご自身の調査区に該当の施設がある場合は、施設の世話人さんなど職員の方の協力を得ながら、調査員の方による調査をお願いいたします。
26	9/15	04 調査書類について	調査区要図に記入する世帯番号と、調査票にあらかじめ印字してある世帯番号とは、全くの別物である、との認識でよろしいでしょうか。	調査区要図に記入する世帯番号と、調査票に印字されている世帯番号は必ず一致させなければなりません。 調査区要図には、調査員の方が回りやすい順番で1から始まる連番を付与していくことになります。要図に付与した世帯番号と同じ世帯番号の調査票を世帯に配布して下さい。
27	9/15	02 調査の対象と場所、世帯の決め方について	2世帯住宅かどうかを確認するにあたり、『調査の手引』P.10に書いてある5要件をすべてをヒアリングで確認するのは実質難しいと思います。玄関が別か同一かのみで判別しても良いでしょうか。	判断に迷う場合、玄関が1つなら1世帯、玄関が2つなら2世帯としていただいて構いません。
28	9/15	04 調査書類について	調査書類は、船橋市では封筒に収納済とありますが、調査票に「枚のうち」「枚目」欄は未記入です。配布する調査票が1枚の場合もすべて1枚のうち1枚目となるよう記入して配布するのでしょうか。	恐れ入りますが、「枚のうち」「枚目」欄は、調査票が1枚の場合でもご記入ください。なお、世帯がインターネット回答を希望した場合は、記入しなくても問題ございません。
29	9/15	02 調査の対象と場所、世帯の決め方について	調査区内にスーパーマーケットがあり、同じ建物内にテナントが複数あります。これらについても書類を配布するのでしょうか。	今回調査票を配布するのは、人が居住している建物です。人が居住しておらず、店舗だけであれば世帯番号は付与せず、調査票の配布も行いません。 ただし、個人経営の店舗など店舗兼住居である可能性もございますので、居住者の有無を確認いただくようお願いいたします。

30	9/15	02 調査の対象と場所、世帯の決め方について	調査区内の集合住宅 1 階に貸店舗が入っています。そちらにも書類を配布するのでしょうか。	今回調査票を配布するのは、人が居住している建物です。人が居住しておらず、店舗であれば世帯番号は付与せず、調査票の配布も行いません。 ただし、個人経営の店舗など店舗兼住居である可能性もございますので、居住者の有無を確認いただくようお願いいたします。
31	9/15	04 調査書類について	調査区内に集合住宅がありますが、そちらも調査書類を配布するのでしょうか。	調査区内にある、人が居住する建物すべてに調査票の配布を行っていただきますので、集合住宅にも配布をお願いいたします。
32	9/15	08 その他	マンション管理組合にて管理している世帯主の情報を提出していただきたいと考えているが、提出を断られてしまった場合、調査員は提出を命令する権利がありますか。	調査員には、世帯情報等の提出を命令する権利はありません。 集合住宅の調査の場合、まず管理人がいる場合は、管理人の方へのヒアリングを試みてください。なお、ヒアリングする内容は、居住している部屋及び空室の部屋のみとし、世帯の方の氏名などの個人情報にはヒアリングしないようお願いいたします。 管理人の方からヒアリングができない場合、管理会社への連絡は避けて下さい。調査方法としましては、日を変え、時間を変え 3 回程度訪問をお願いいたします。それでも居住の有無が不明な場合、調査書類を郵便受けに投函していただいて差し支えありません。
33	9/15	02 調査の対象と場所、世帯の決め方について	空き家の判定が難しいです。たまに帰宅している世帯との区別がつかえません。何をもって空き家と判定したら良いのでしょうか。	日を変え、時間を変え、3 回程度訪問してください。3 回訪問しても居住の有無が判断できない場合は、調査書類と連絡メモと一緒に郵便受けに投函していただいて構いません。
34	9/15	05 調査項目について	私の担当区域は全で一棟のマンション内の部屋です。世帯番号を部屋番号と同じにしてしまった方が管理が簡単そうなのですが、世帯番号を 1 から連番にしないで良いのでしょうか。部屋番号は 3 桁か 4 桁の数字です。	世帯番号は必ず 1 から始まる連番で付与して下さい。また、付与した世帯番号と同じ番号の調査書類を世帯に配布してください。
35	9/15	04 調査書類について	調査区要図の地図が細かすぎて地図に番号が記入できません。一部拡大コピーをして貼り付けてそこに記入するのは良いですか。	調査区要図が細かく番号の記入ができない場合は、拡大した 2 枚つづりの要図をお渡しすることが可能ですので、実施本部までご相談ください。
36	9/15	02 調査の対象と場所、世帯の決め方について	マンションなどの共同住宅において、1 世帯で 2 部屋を所有している場合は、調査世帯一覧にどの様に記載すれば良いのでしょうか。	1 世帯で 2 部屋を所有している場合、寝泊まりしている回数の多い部屋を居住地とし、もう 1 つの部屋は便宜上、空き家としてください。
37	9/15	05 調査項目について	調査対象がマンションなどの共同住宅で郵便受けに投函する場合は、調査世帯一覧の名前は空欄とし、部屋番号のみ記載をしてもよろしいのでしょうか。	表札があれば表札名をご記入ください。不明な場合はご認識のとおり、世帯主名欄は空欄としていただき、部屋番号で代用してください。

38	9/15	04 調査書類について	調査区内に病院がある場合、『調査の手引』P.36 でインターネット回答依頼書と郵送提出用封筒は配布しないと記載がありますが、調査書類収納済み封筒からそれらふたつを出して、2 人目から全てを世帯番号 1 とした印字していない調査票を配布すれば良いのでしょうか。	調査対象者に配布する調査書類は、あらかじめ調査書類収納封筒に収納された状態でお届けいたします。そのため、中身を抜き出すことは必要ございません。ただし、世帯番号等は記入されておりませんので、調査員にて事前に記入の上、配布をしてください。
39	9/15	03 回答の方法	氏名の聞取りや確認は病院の事務の方にお聞きしてよろしいのでしょうか。または、病室まで行って、入院している方々に手渡していく方が良いのでしょうか。	院内での管理方法がそれぞれあるかと存じますので、いずれの方法で調査を行うことが適当か、病院の職員の方にご相談しながら調査をお進めください。
40	9/15	02 調査の対象と場所、世帯の決め方について	マンションなどで部屋を事務所のように使っている所へは配布の必要はないですか。	基準日（令和 7 年）10 月 1 日前後の 3 か月において居住している人がいないか、確認をお願いします。居住者がいる場合には、調査票の配布をお願いします。
41	9/15	04 調査書類について	担当調査区地図の建物に書いてある数字がない場合は、調査員が数字を記入しても良いのでしょうか。逆に同じ数字が二つがある場合はどのようにしたら良いのでしょうか。	担当調査区地図の建物に書いてある数字は、世帯の街区符号（住所のうち、〇〇町〇丁目〇番〇号の〇号にあたる数字）を記したものです。この数字は調査世帯一覧の「(3)所在地(番地・号など)」に記入する数字であり、「(1)世帯番号」とは異なります。
42	9/15	04 調査書類について	担当調査区地図の建物に書いてある数字と世帯番号は同じ番号にしなければならないのでしょうか。	担当調査区地図の建物に書いてある数字と世帯番号は異なるものですので、同じ番号にする必要はございません。
43	9/15	05 調査項目について	世帯主の氏名がフルネームで分らない場合、調査世帯一覧に記入するのは名字のみでも良いのでしょうか。	調査世帯一覧の世帯主氏名欄には、名字及び名前の記載をお願いします。ただし、世帯から聞き取ることができない場合におきましては、調査書類配布時には空欄としていただいて構いません。
44	9/15	02 調査の対象と場所、世帯の決め方について	クリニックや学校など居住者がいない建物は調査対象となりますか。	クリニックや学校等の施設が調査区に含まれる場合には、職員に対する聞き取りにより、基準日時点又は基準前後の 3 か月にわたり居住する者がいないか確認をお願いします。
45	9/15	01 国勢調査の仕組み	連絡メモの連絡項目の中に都合の良いときがある場合は連絡してもらおうとありますが、連絡はメモ下部の国勢調査船橋市実施本部コールセンターへ行くのでしょうか。（個人の電話番号を記載する必要があるのでしょうか。）	連絡メモから世帯が問合せを行う際には、下部に印字されている市のコールセンターにお掛けいただくようにし、調査員個人の電話番号を記載する必要はありません。

46	9/15	04 調査書類について	表札が無い世帯が増えている中で、アパート等を複数回訪問しても不在で居住してるかどうか不明の場合、調査票を郵便受けに投函しても良いのでしょうか。アパートの場合は管理人もいないため、判断できない事があると思います。	3回程度訪問していただいても面談できない場合は、調査書類を郵便受けに投函していただいても構いません。
47	9/15	02 調査の対象と場所、世帯の決め方について	調査区地図の中ですでに退去した世帯があり、今月新たに別の方が入居しました。調査区地図は参考に留め、新入居者を調査対象としてよろしいでしょうか。	ご認識の通り、調査区地図は参考資料であるため、実際の現況に基づき令和7年10月1日時点の入居者を対象としてください。
48	9/15	02 調査の対象と場所、世帯の決め方について	独居者が施設に入った場合は対象外として良いのでしょうか。	調査の基準日である令和7年10月1日時点で施設に入所しており、且つ、その後も継続して3ヶ月以上入所する見込である場合は、施設での調査対象となります。
49	9/16	04 調査書類について	世帯への調査票の配布枚数は訪問時に人数を聞いて確認することから、調査票の「枚のうち」欄は事前に記入しておくことはできず、訪問した際に人数を確認して記入するという対応でよろしいでしょうか。	ご認識のとおり、調査票の「枚のうち」欄は世帯訪問時に調査書類を配付する段階で記入をしてください。なお、世帯がインターネットによる回答を希望した場合は、記入をしなくても構いません。
50	9/16	04 調査書類について	10月28日から31日に実施する調査書類の提出は、どこにお持ちすれば宜しいのでしょうか。また、25,26日に済ませる事は可能でしょうか。	調査書類については、調査員の方のご自宅へ担当指導員が回収に伺います。具体的な回収日等については、指導員へ直接ご相談ください。
51	9/16	08 その他	国勢調査のため調査員が訪問する旨とスケジュールの掲示をしたいのですが、マンションに掲示するポスター等はありますか。	調査員が訪問する旨やスケジュールが記載された国勢調査の実施をお知らせするポスターはございませんが、国勢調査を実施する旨をお知らせするポスターをご用意しておりますので、実施本部までご連絡ください。
52	9/16	02 調査の対象と場所、世帯の決め方について	マンションの1室で2世帯（親と子ども）が同居している場合に配布する調査書類は、1部でよいのでしょうか。 また、同棲カップルや事実婚の方には書類をそれぞれにお渡ししたらよいのでしょうか。	生活費を別々にしている場合は2世帯として、一緒にしている場合は1世帯としてください。
53	9/16	05 調査項目について	建物はあるが表札が無い場合、調査世帯一覧に記入するために直接世帯主氏名をお聞きする必要があるのでしょうか。	出来る限り世帯と面談して必要事項を聞き取りしてください。
54	9/16	01 国勢調査の仕組み	『調査の手引』では、調査区要図の作成は17日～19日に行うこととされていますが、それより前に作成をし始めても良いのでしょうか。	作成をし始めることは妨げませんが、世帯への接触は20日以降とするようにしてください。

55	9/16	02 調査の対象と場所、世帯の決め方について	親夫婦と子夫婦とで同居している場合、生計を別にしていたら居住部分が独立していなくても2世帯と考えるのでしょうか。	同居しており住宅部分がそれぞれ独立していなくても、生計が別であれば2世帯として扱います。
56	9/16	02 調査の対象と場所、世帯の決め方について	退去命令が出ており、明らかに人が住んでいないと思われる家は調査対象としなくてよろしいでしょうか。	明らかに人が住んでいないと判断できる場合は、調査対象外としてください。
57	9/16	08 その他	担当区域内の共同住宅の調査にあたり、管理会社から訪問説明を求められています。その際の交通費は自己負担でしょうか。	交通費は調査員報酬の中に一律で含まれており、実費での精算はできませんのでご承知置きください。 なお、管理会社への問合せは行わず、管理人等へお尋ねください。管理人等がいない場合や管理会社から説明を求められる等の状況になった際には、実施本部へご相談ください。
58	9/16	08 その他	担当区域内に福祉施設があるのですが、本社への事前問合せが必要でしょうか。	まずは施設へお問合せいただき、施設側から本社への説明を求められた場合は、実施本部へご相談ください。
59	9/16	02 調査の対象と場所、世帯の決め方について	同居親族で住民票を別になっている場合は2世帯扱いになりますか。	住民票に関わらず、生計を同一にしている場合は1世帯、別になっている場合は2世帯として判断してください。
60	9/19	02 調査の対象と場所、世帯の決め方について	下記の建物は調査対象になるか。 ・スナック ・直売所 ・車庫（農機具小屋）	基準日時点又は基準前後の3か月にわたり居住する者がいる建物が調査対象となりますので、明らかに対象外とみなせるものについては、調査不要です。
61	9/19	02 調査の対象と場所、世帯の決め方について	下記の建物は調査対象になるか。 ・洋菓子店 ・市立保育園	今回調査票を配布するのは、人が居住している建物です。人が居住していなければ、調査票の配布も行いません。 ただし、店舗につきましては、個人経営の店舗など店舗兼住居である可能性もございますので、居住者の有無を確認いただくようお願いいたします。 また、市立保育園につきましては、調査対象となる可能性は低いですが、必要に応じて管理者等に確認いただくようお願いいたします。

62	9/19	04 調査書類について	・調査員のしごと P8,9 のとおり、調査票下部の「枚目」を書き込む必要はあるか。 ・調査員のしごと P11 のとおり、調査書類収納封筒の表面に部屋番号等を必ず記載する必要があるか。 ・国勢調査への回答は義務と聞いているが、回答しないと罰則はあるか。 ・調査員手当は税法上の収入となるか。	・調査世帯への訪問時に世帯員数を確認した後、予め封入されている調査票（印字あり）や、追加で配布する調査票（印字なし）への「○枚のうち○枚目」欄の追記をお願いいたします。 ・必ず記入する必要はございませんが、配布漏れや配布誤りを防ぐため、必要に応じて記入をお願いいたします。 ・国勢調査は、統計法に基づく「基幹統計調査」であり、基幹統計調査の回答を拒んだ者については、統計法第 61 条に基づく罰則が課される場合がございます。 ・税法上の収入となります。
63	9/19	04 調査書類について	単位区が全て同一建物で構成されている場合、調査世帯一覧の「所在地」「建物の名称」欄については、繰り返し記号等で省略は可能か。	可能です。
64	9/19	04 調査書類について	調査区要図で空き地となっている場所に、新しく戸建て住宅が 5 棟建っているが、5 棟のうち人が住んでいない建物がある。その場合はどのようにしたら良いか。	調査区要図には、5 棟分の枠を記入いただき、人が住んでいない建物に×印をご記載ください。
65	9/19	02 調査の対象と場所、世帯の決め方について	・10/1 までに引っ越しする人の調査はどこで行うか。 ・回答状況を確認した際に、インターネット回答済となった世帯について、調査世帯一覧に転記する必要があるか。回答で世帯情報が把握できていれば、転記は不要ではないか。	・調査基準日である 10/1 に住んでいる場所での調査となるため、引っ越し先での回答となります。 ・世帯の情報は把握できますが、調査世帯一覧にて単位区ごとに世帯員数等の情報を取りまとめて集計を行うため、転記いただくようお願いいたします。
66	9/19	02 調査の対象と場所、世帯の決め方について	・調査書類の配布は必ず世帯の方と会って渡す必要があるか。 ・担当区域表に名前があるが、居住している人がいない場合、調査区要図に番号を記載しなくて良いか。	・直接会って調査書類をお渡しいただくほか、インターフォン越しに居住実態を確認し、ポストに投函いただく方法でも構いません。 ・居住している人がいない建物については、調査区要図に番号を記載する必要はなく、代わりに×印をご記載ください。

67	9/19	02 調査の対象と場所、世帯の決め方について	・店舗や事業所に、調査書類を配布する必要があるか。 ・ポストがない、ポストが小さい世帯については、どのように調査書類を配布すれば良いか。	・今回調査票を配布するのは、人が居住している建物です。人が居住していなければ、調査票の配布も行いません。 - ただし、店舗や事業所につきましては、個人経営の店舗など店舗兼住居等である可能性もございますので、居住者の有無を確認いただくようお願いいたします。 ・直接世帯へお渡しいただくか、折り曲げての投函が可能であるポストの場合は、折り曲げての投函をお願いいたします。また、インターフォン等の応答がないが、居住実態がある世帯（例：ガスメーターが回っている）で、ポストが無い場合は、実施本部までご相談ください。
68	9/19	04 調査書類について	共同住宅の規模と比較し、届いた調査書類の部数が少ないが、理由はあるか。	調査書類の部数については、昨年の6月時点の住民基本台帳の世帯数を基に算出しております。そのため、空き室が多いなど、共同住宅の規模に対して居住者が少ないといった場合が考えられます。
69	9/19	04 調査書類について	別の自治体では、オートロックマンションはインターホンでの説明も省略して、郵便受けに投函する対応になっているとのことだが、船橋市でも同様の対応で良いか。	オートロックマンションにおいては、直接またはインターホン越しに面談をして調査書類を渡すことを原則としていますが、何度訪問しても世帯に説明することが困難と見込まれる場合は、居住の確認を行えた時点で集合ポストに調査書類をご投函いただくことが可能です。また、管理人が駐在しているマンションの場合は、管理人に居住状況を確認することも有効です。
70	9/19	04 調査書類について	居住状況が分からない住宅が何軒かある場合、郵便ポストがあれば世帯の方とお会いできない場合に投函することができるが、郵便ポストが見当たらない場合はどうすれば良いか。また、空き家と判断する基準を教えて欲しい。	何度か訪問したが世帯と面会できなかったなど、居住実態があるか判断に迷った住宅において郵便受けがなかった場合は、実施本部までご相談ください。また、ガスメーターが回っていないなど、明らかに人が住んでいない場合のみ、空き家として扱ってください。
71	9/19	04 調査書類について	1 調査区内に世帯が 100 世帯以上あり、世帯番号が 3 桁になってしまうが、問題ないか。	特段問題ございません。国の基準により、人口が集中している市街地などにおいては 1 調査区あたりの人口が著しく少なくならないように設定するよう示されていることから、地域によっては調査区内の世帯数が多く設定されている場合がございます。お手数をお掛けいたしますが、何卒ご了承ください。

72	9/19	04 調査書類について	ポストに氏名がない世帯を訪問し、留守だった場合、世帯主や世帯員数が分からない。再度訪問して留守だった場合は、メモとともに調査用品をポストへ投函して良いか。また、外国人世帯を訪問し、居留守だった場合は、メモとともに調査用品を投函して良いか。	訪問時に不在だったものの、居住実態がある世帯に対しては、そのような形で構いません。また、外国人世帯については、メモや調査用品とともに、外国人リーフレットを投函してください。
73	9/19	04 調査書類について	オートロックマンションにおいて、調査用品の配布にあたり、一軒ごとにインターフォンで共用玄関を開けていただくことを繰り返す形でしょうか。	オートロックマンションにおいては、世帯とのやり取りはインターフォン越しに行い、調査用品は集合ポストに投函していただきます。昨今、オートロックマンションにおける事件があったことから、マンション内に入っの配付等は避けていただくようお願いいたします。
74	9/19	04 調査書類について	担当区域表の地図に「別」を○で囲った表記があるのですが、これはどのような意味か。	紛らわしい表記があり、申し訳ございません。背景に用いている地図の管理上の表記ですので、本調査には関係ございません。
75	9/19	04 調査書類について	オートロックのマンションの場合、共同インターホンで応答がない場合は何回ほどで投函に切り替えるべきか。	日を変え、時間を変え、3回程度訪問してください。3回程度訪問しても居住の有無が判断できない場合は、調査書類と連絡メモと一緒に郵便受けに投函していただいて構いません。
76	9/19	04 調査書類について	調査世帯一覧を作成するのは誰か。	調査世帯一覧を作成いただくのは調査員です。ただし、世帯主または代表者の氏名につきましては、世帯が不在の場合や表札がなく確認ができない場合も想定されますので、調査書類配布時に必ずしも記入しなければならないわけではございません。
77	2025/9/24	04 調査書類について	老人ホームの施設が区域にあり、人数を聞いたところ、夫婦世帯はなく、17名とのことであった。また、泊まりの管理者はいなく夜勤のスタッフがいるとのこと。調査書類セットに加えて何枚調査票を渡せば良いか。	老人ホームが1棟で、夫婦世帯がなく管理者がいない場合は、調査書類セット1つに加え、調査票を16枚配布いただきます。
78	2025/9/24	05 調査項目について	外国人が多く住んでいるマンションがあり、名前が不明の世帯が多い。その場合、調査世帯一覧の氏名欄はどのようにすれば良いか。	世帯への聞き取りや表札により判断できなければ、空欄のままで構いません。

79	2025/9/24	05 調査項目について	調査書類を配布する際の聞き取り時に、居住人数の回答を拒否された場合はどうしたら良いか。	調査書類収納済み封筒を1部渡し、「紙の調査票で回答をご希望で世帯員の数が5名以上の場合はコールセンターまでご連絡ください。」といった旨をお伝えください。
80	2025/9/24	04 調査書類について	郵便受け投函により、世帯員数が不明なため調査票の追加枚数が分からない場合はどうしたら良いか。	郵便受けへ調査書類を投函する際に、連絡メモに「紙の調査票で回答をご希望で世帯員の数が5名以上の場合はコールセンターまでご連絡ください。」といった旨を記載し、一緒に投函してください。
81	2025/9/24	04 調査書類について	調査書類の回収時に、調査書類を紛失したと報告があった場合はどうしたら良いか。	調査書類を再発行いたしますので、該当の世帯の世帯番号をご確認の上、実施本部までご連絡ください。
82	2025/9/24	07 調査員について	手渡しで回収した調査票はいつまでに市役所へ提出したらいいのでしょうか？	10/31までに担当の指導員へご提出ください。なお、提出の日は指導員とご調整ください。
83	2025/9/24	04 調査書類について	配送された用品に、『調査への回答はお済みですか』（世-6A）が入っていなかったが、追加配送にて必要枚数を請求するののか。	船橋市では『調査への回答はお済みですか』の世帯への配布は行いません。そのため配送用品には入っておらず、追加配送をご依頼いただく必要もございません。
84	2025/9/24	08 その他	コールセンターが繋がらない。	回線が込み合っていることから、ご迷惑をおかけし大変申し訳ございません。

85	2025/9/24	07 調査員について	複数の棟で構成された大型のオートロックマンションで、どこに何号室があるのかが分からず地図と照らし合わせての調査が難しいです。 管理人の所在を確認することができない場合は、住人の方にオートロックの内部へ入れていただく形で調査をすればよろしいのでしょうか。 また、前回調査時の部屋番号を教えてください。	オートロックマンションの調査におきましては、エントランスにあるインターフォンにて世帯の方とお話いただき、調査書類は集合ポストに投函いただく方法で行ってください。多くの場合、棟ごとに集合ポストが設置されておりますので、集合ポストの個数と調査区要図の引出し図を一致させる形で、世帯番号を割当ててください。 上記を踏まえ、前回調査の部屋番号が必要な場合は、実施本部までお問合せいただきましたら参考資料を提供いたします。
86	2025/9/24	08 その他	調査対象がアパートなどの場合で、調査書類の配布のために訪問時に不在の場合、下記のようなケースは空き部屋として扱って良いか。 ①郵便受けがテープ等で封じられていたり、古いチラシ等でいっぱいになっていたりしており、別の曜日・時間帯に訪問しても不在で部屋の窓の雨戸が閉まっている場合。 ②同じアパートの別の居住者から空き部屋であるという情報提供を受けた場合。 ③ガスが閉栓となっており、別の曜日、時間帯に訪問しても不在の場合。 ④別の曜日、時間帯に3回訪問してもいつも不在で、部屋の窓の雨戸が閉まっており、かつ、連絡メモにて都合の良い日時を連絡してほしい旨を依頼しても連絡がない場合。	いずれの場合も、空き部屋として扱っていただいて構いません。
87	2025/9/24	04 調査書類について	調査区要図は説明会に受け取ったものに書き出してはいかがでしょうか。	ご認識のとおりです。
88	2025/9/24	05 調査項目について	不在の場合、表札に表示されている苗字を調査世帯一覧に記入して問題無いか。	問題ありません。

89	2025/9/24	05 調査項目について	事務打ち合わせ会では、調査世帯の世帯人数・男女比の聞き取りの説明がなかったが、調査世帯一覧に記入欄があるため聞き取り行った方がよいのか。	調査世帯一覧の世帯員数の記入は、世帯が調査票により回答をした後に記入をします。世帯がインターネット回答または郵送回答をした場合は、調査員の皆様は調査票を確認することができないため、世帯員数は指導員が記入します。 なお、紙の調査票での回答を希望する世帯に対して調査書類をの配布する際、調査票を何枚配布するか確認するために、世帯員数を聞き取る必要があります。
90	2025/9/24	05 調査項目について	空き家かどうか判断できない場合、調査区要図に世帯番号を記入し、調査世帯一覧には世帯番号のみで世帯主氏名等は空欄でよいのか。	ご認識のとおりとなります。その場合備考欄に「不在のため投函」等わかるように記入してください
91	2025/9/24	04 調査書類について	不在世帯の場合、質疑応答13,32,33 で3回訪問して居住の有無が判断できない場合郵便受けに投函して差し支えないとあるが、結果的に空き家であった場合は、調査書類が郵便受けに入ったままとなるが問題無いか。	問題ございません。
92	2025/9/24	07 調査員について	調査世帯一覧の裏面に、集合住宅情報の記入があります。その中で、連続訪問は可能ですかの項目があります。最近の事件で「マンションの共連れ」が問題になっており、そもそも連続訪問してもよいのでしょうか？	ご認識のとおり、オートロックマンションでの共連れはお控えいただきますようお願いいたします。
93	2025/9/24	04 調査書類について	調査区を確認したところ、空き家かどうかの判別に迷う建物が多数あり、今後調査の際に世帯番号に空き番が発生する可能性があります。新しく二世帯住宅と分かった場合など、新規に世帯番号を付与しますが、空き家のため発生した空き番を付与してもいいのでしょうか、それとも空き番はそのまま、未使用の番号を付与すべきなのでしょうか。	世帯番号を振った建物が後日空き家と判明した場合は、その番号を欠番としてください。新しく二世帯住宅と判明した建物がある場合は、その調査区または単位区において最後に付与した番号の次の番号をその建物に付与し、欠番となった番号を使用することはお控えください。
94	2025/9/24	04 調査書類について	「調査書類収納ファイル」と「単位区仕切りシート」が見当たらないのですが、後日送られてくるのでしょうか。	調査書類の検査は指導員が行うため、その際に使う「調査書類収納ファイル」や「単位区仕切りシート」は調査員の皆様にはお渡ししておりません。そのため、調査書類を簡単にまとめ、指導員へご提出ください。

95	2025/9/24	04 調査書類について	町会の役員をしているため、自分の町会内の世帯主氏名および世帯員数は事前に把握している。その場合、面談等を実施せず調査書類を郵便受けに投函しても問題無いか。	ご自身の所属する町会員の方の現況をご存知であれば、それを以て居住の確認をしたとして調査書類を配布いただいて構いません。
96	2025/9/24	04 調査書類について	9 月中に転居が決まっている世帯があります。この場合、10 月 1 日時点での居住地にて改めて調査票を入手頂くよう案内してもよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
97	2025/9/24	07 調査員について	調査員事務打合せ会にて視聴した動画はどこで見ることができますか。	調査員事務打合せ会にてお渡しした「事務連絡」という資料に記載されている 2 次元コードもしくは URL からご視聴いただけます。
98	2025/9/24	04 調査書類について	自分が居住している地域の調査区を担当しているため、自身の世帯番号にてインターネット回答を行ったところ、誤った調査区の世帯番号で回答してしまいました。この場合どのように対応したらよろしいでしょうか。	調査書類の誤配布となりますので、実施本部にて配布誤りの対応を行います。なお、誤った世帯番号は使用せず、欠番としてください。
99	2025/9/24	05 調査項目について	調査方法の説明動画では、訪問時に世帯の代表者の名前と調査票の枚数だけを聞いていたようだが、住所も聞いて良いのでしょうか。	調査世帯一覧表に記載する情報は、可能な範囲で世帯の方にお聞きいただきご記入ください。なお、住所がわからない場合でも調査区要図にて付番した建物と調査世帯一覧の該当の番号が一致していれば問題ございません。
100	2025/9/24	07 調査員について	オートロックマンションで、エントランスのドアを開けてもらい面談した後、他のお宅を訪ねる際は、エントランスまで戻らずに続けて各戸のドアチャイムを訪ねて良いのでしょうか。それとも都度エントランスまで戻り、オートロックを開けてもらわなければならないのでしょうか。また、居住が確認できて郵便受けに入れるよう言われた場合は、それに従ってよろしいのでしょうか。	事務打合せ会にてお伝えしたとおり、オートロックマンションにて各戸を訪問する場合は、必ず毎回オートロックの外に出てください。ただし、オートロックマンションにおきましては、面談を行うことができなくても、居住の確認ができた時点で集合ポスト等へ調査書類を投函する方法でも構いません。

101	2025/9/24	05 調査項目について	表札の無い世帯を訪問時にお名前をお伺いしたところ、断られてしまいました。氏名をお聞きできない世帯や名字しか把握できない世帯があるのですが、問題無いでしょうか。	調査世帯一覧表に記載する情報は、可能な範囲で世帯の方にお聞きいただきご記入ください。なお、住所がわからない場合でも調査区要図にて付番した建物と調査世帯一覧の該当の番号が一致していれば問題ございません。
102	2025/9/24	02 調査の対象と場所、世帯の決め方について	10月1日に転勤をするが、調査は、現在の自宅か転勤先かどちらで回答すべきか。	調査基準日である10/1に住んでいる場所での調査となるため、転勤先での回答をご案内ください。
103	2025/9/24	05 調査項目について	調査世帯一覧で、集合住宅がある場合、「○」を付けた上で裏面にその情報(集合住宅情報)を記入します、とあるが裏面には集合住宅情報が2件までしか記入出来ない。担当単位区内に集合住宅が3件以上あった場合はどうすればよいか。	調査世帯一覧の裏面は任意の記入項目であり、必ずしも調査区内の全ての集合住宅について記入を求めるものではございません。その上で、ご記入をいただける場合は裏面のみのコピーし、情報をご記入ください。
104	2025/9/24	03 回答の方法	世帯主が単身赴任で船橋市にいない場合、調査票はどのように記載すればよいか。	世帯主は単身赴任先で回答をお願いします。世帯主以外の方に関しては、代表者を一名決めていただき、世帯の代表者としてご回答いただくようご案内ください。
105	2025/9/24	05 調査項目について	土日と続けて訪問しておりますが、多くのアパートでは個別の表札がなく、面会も出来ていない為、世帯主の確認が取れません。また、郵便受けは投函禁止のテープで塞がれている部屋もあり、メモを投函することすら出来ません。当然、調査書類の投函も不可能です。このような場合には、調査世帯一覧表の世帯主名を無記名で提出せざるを得ませんがよろしいでしょうか。	世帯主の氏名は確認できる範囲でご記入ください。 テープで郵便受けが防がれている場合は、居住していない場合は空き家とし、居住が確認できる場合は調査不能として、世帯番号はつけていただいた上で、調査世帯一覧の備考欄に「投函不可」と記入いただき、書類はお手元で保管してください。
106	2025/9/24	07 調査員について	世帯への訪問や調査書類の配布に時間が掛かり、配布期間内に終わることが難しいです。どのように対応したらよろしいでしょうか。	担当の指導員にご連絡いただき、調査活動の支援をご依頼ください。 また、オートロックマンションや単身世帯など面談が難しいと思われる世帯に対しましては、居住の確認ができた段階で郵便受けに調査書類を投函することとして構いません。

107	2025/9/24	04 調査書類について	調査票の「この世帯の□□□枚のうち□□□枚目」欄に未記入のまま封筒をのり付けしてしまいました。同欄記入のため開封するべきでしょうか。	「枚目のうち」および「枚目」を記入せず配布いただいた場合、世帯からの回答を受領後に指導員または実施本部にて補記を行いますので、そのまま配布いただいて構いません。
108	2025/9/26	07 調査員について	調査活動は何時を目安に行ってよいでしょうか。	調査の実施時間帯については、明確にお示ししているものではございませんが、世帯に不信感を抱かれることのないよう、午前 9 時頃から遅くとも午後 7 時頃までには調査を済ませるよう、可能な限りご協力をお願いします。
109	2025/9/26	02 調査の対象と場所、世帯の決め方について	担当調査区で実際に伺った場所が店舗だった場合、調査票は渡さないで宜しいでしょうか？	ご認識のとおりです。
110	2025/9/26	08 その他	問い合わせしたいのですが電話が全くつながりません	現在コールセンター、実施本部ともに世帯と調査員からの電話で、回線がひっばくしている状態です。そのため誠に申し訳ございませんが、つながらない場合は、時間をおいてから再度お電話をよろしくお願いいたします。
111	2025/9/26	04 調査書類について	一軒家をリフォームしたグループホームの場合、管理人が住んでいれば管理人で 1 世帯、その他の入居者全員で 1 世帯、合計で 2 世帯として、管理人が住んでいなければ入居者全員で 1 世帯と考えて良いでしょうか。また、この場合、人数分の調査票と封筒を渡すのでしょうか。もしくは通常と一般世帯のように 1 枚の調査票に 4 人までご記入いただいても良いのでしょうか。	グループホームの場合、夫婦世帯がなく管理者がいない場合は 1 世帯となります。なお、配布する書類に関しましては、調査書類セットを 1 つお渡しいただき、調査票を人数分配布いただきます。ただし、施設の世話人や職員が全員分をまとめて代理回答する場合は、一般世帯と同じように 1 枚の調査票に 4 人まで回答をご記入いただいても構いません。
112	2025/9/26	04 調査書類について	以下のような状況において、調査書類の入った封筒を郵便受けに投函する形で、調査票を配布してもよろしいでしょうか。 ①説明を何度かしようとしても「主人がいないためよくわからない」「いつ帰ってくるかわからない」と言われ、面談ができない場合 ②インターホンが壊れており面談が難しい世帯があった場合	調査書類と連絡メモを郵便受けにご投函いただき、配布してください。

113	2025/9/26	04 調査書類について	学生寮や社会施設の方に、記入方法として「調査員の仕事」の21ページに載っている表をコピーしてお渡ししても構わないでしょうか。	構いません。
114	2025/9/26	03 回答の方法	調査員による回収を希望していた方から調査書類を受け取った場合、提出日までに紛失してしまうことを避けるため、調査員にて郵送提出用封筒に封入し、ポストに投函しても良いでしょうか。	世帯の同意を得た場合、調査員にて郵送提出用封筒に封入し、郵便ポストに投函することとして差し支えありません。
115	2025/9/26	02 調査の対象と場所、世帯の決め方について	調査区内に船橋市中央老人福祉センターがあるのですが、こちらは調査対象でしょうか？	老人福祉センターは相談対応や健康増進、レクリエーションのための施設であり、長期に渡って入所している者はいないと想定しているため、対象外と見込んでおります。
116	2025/9/26	03 回答の方法	インターネットで回答する場合、1台のスマホで2世帯分の回答は出来るのか。	違う世帯番号が付与された書類が2つお手元があれば、1台のスマートフォンで2世帯分の回答を行うことができます。
117	2025/9/26	04 調査書類について	「調査世帯一覧」への記入は手書きのみでしょうか	調査世帯一覧の記入は手書きのみとなりますので、お手数をおかけいたしますが、鉛筆又はシャープペンシルで記入をお願いいたします。
118	2025/9/26	02 調査の対象と場所、世帯の決め方について	住民票の登録が別の場所にあり、登録がある場所で国勢調査を回答するという世帯がありました。そのような場合、調査票の配布は行わなくても良いのでしょうか？	国勢調査では、住民票を置いている場所に関係なく、10月1日現在で3か月以上住んでいる場所で回答することとされています。また、生活している住居が2つ以上ある場合は、長く住んでいる方の住居で回答を行います。これらの基準のもと、世帯から聞き取りを行い、調査対象の有無をご判断ください。
119	2025/9/26	04 調査書類について	世帯に調査票の配布に伺った際に別の場所で回答を行ったと言われた。その場合、調査票の配布と世帯一覧の記入はどうすればよいでしょうか。	国勢調査は、その人がふだん住んでいる場所で調査を行います。そのため、可能であればお店の所在地をお聞きいただき、調査世帯一覧の備考欄に「〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号にある店舗にて誤回答」とご記入ください。

120	2025/9/26	04 調査書類について	青い字で「調査事務局行」と書かれたの茶色の封筒はどのような場面で使用するのですか。	そちらは予備の郵送回答用封筒となっておりますので、世帯から該当の封筒を失くしたまたは破損したといった申し出があった場合にご使用ください。
121	2025/9/26	04 調査書類について	メールにて、担当する調査区内のどの世帯番号の方が回答済みであるかを確認できるが、氏名が載っていないため、誰が回答してくれたのか分からない。 回答してくれた世帯番号が誰の番号なのかを確認するにはどうしたら良いでしょうか。	世帯への調査書類配布時に、どの世帯にどの番号の書類を配布したのかわかるようにしておいてください。その上で、調査区要図、調査世帯一覧をご確認いただき照らし合わせていただくことで、誰が回答しているかを確認することができます。
122	2025/9/26	02 調査の対象と場所、世帯の決め方について	世帯に調査票の配布に伺った際、住民でない方がいらっしゃいました。現在、その建物に人は住んでおらず、家主以外の者がたまに片付けに来ているとの事でした。 その場合は、空家として処理することとしてよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
123	2025/9/26	07 調査員について	承諾書提出時にメールアドレスを記載したにも関わらず、国勢調査に関するメールが届きません。	以下のデジタル行政推進課メールアドレスまで、メールが届いていない旨、お伝えください。 tokei-k@city.funabashi.lg.jp
124	2025/9/26	08 その他	不在宅に次回訪問のメモを入れ、再訪問した際に、本部コールセンターに全く繋がらないとクレームを受けた。 現在、詐欺ではないかと不安に思う居住者が多い中で掲載されている連絡先も繋がらないとなると、余計な不信感に繋がりやりづらい。 その辺り、安心出来る対応を国として整えて頂きたいと思います。	現在、コールセンターに世帯と調査員からの電話が来ている関係で、回線がひっばくしておりつながりづらい状況になっております。誠に申し訳ございません。いただいたご意見につきましては、本市から国へ報告をいたします。なお、世帯からの一般的なご質問に対しましては、国コンタクトセンターにて質問を受付けておりますので、併せてご案内ください。
125	2025/9/26	04 調査書類について	調査用品の追加配送を申請したが、その後、不足が発生しないことが判明した。申請を取り消すことは可能か。	いただいたご依頼は市で確認した後、速やかに宅配業者へ転送されます。そのため、多くの場合は取消が難しくお手元へ届いてしまいます。そのため、余分に追加を依頼してしまった分につきましては、ご自宅にて保管いただき、調査書類の提出の際に指導員までご提出ください。

126	2025/9/26	04 調査書類について	社会施設において、調査票の配布後から10月1日までの間に入居者の入れ替えが起こり、世帯員数が変動してしまった。その場合、「枚のうち」欄の修正ができないが問題ないか。	すべての書類の回収が終わり、指導員にご提出いただきましたら、実施本部の方で最終的な調査票の枚数をお調べして、修正いたしますので、そのまま調査を行っていただければと思います。
127	2025/9/26	04 調査書類について	異なる調査区番号の書類を配布してしまった。	調査書類の誤配布が判明した場合は、速やかに実施本部または指導員までご報告ください。状況を確認し、その後の対応をお伝えいたします。
128	2025/9/26	08 その他	事務打合せ会動画の10分23秒の箇所（第1ステップ5 調査票への必要事項の記入）において、「世帯に配布する調査票が2枚以上の場合⇒印字がない調査票を使用」とありますが、まだ訪問していない段階でどうしてその世帯に配布する調査票が2枚以上と分かるのでしょうか。	該当の箇所では、世帯員が5名以上であった場合に調査員が調査票に記入しなければならない箇所を案内していますが、世帯を訪問する前にこの欄を埋めるとはしておりません。実際に世帯に配布する調査票の枚数が判明するのは、配布に際して世帯を訪問した時点であり、動画でもその旨説明しております。具体的には、15分5秒からの箇所(第2ステップ2)においてご説明しておりますのでご確認ください。
129	2025/9/26	04 調査書類について	マンション1室で2世帯が生活していると言われた場合は、世帯番号X番の備考欄に世帯番号Y番に分割と記入。手元にある予備一番若い番号の世帯番号を付与し（Y番）、世帯番号Y番の備考欄に世帯X番に間借りと書く事で良いでしょうか？	ご認識のとおりです
130	2025/9/26	04 調査書類について	世帯を訪問した際、世帯主や代表者様のお名前を教えたくないとおっしゃる方が多数います。その場合、調査世帯一覧の「世帯員の数」が記入出来ないのですが、必ず記入しないといけないのでしょうか。	調査世帯一覧表に記載する情報は、可能な範囲で世帯の方にお聞きいただきご記入ください。なお、住所がわからない場合でも調査区要図にて付番した建物と調査世帯一覧の該当の番号が一致していれば問題ございません。
131	2025/9/26	08 その他	アパートで何度訪問しても不在で、居住者の有無も不明、且つ、玄関の郵便受けが段ボール紙で塞がれている世帯があります。どのように対応したら良いのでしょうか。	こちらは世帯一覧に配布不可と記入いただき、調査票は配布せずに指導員に提出する際に渡していただけたらと思います。

132	2025/9/26	02 調査の対象と場所、 世帯の決め方について	建物の所在地を調べるにはどうしたら良いでしょうか。	参考としてお渡ししている『調査区地図』をご覧ください他、インターネット上の地図サービスを参考にご確認ください。
-----	-----------	----------------------------	---------------------------	---